

社員支援制度と法律との対比表

(2026年6月30日現在)

項 目		法 定	住友電工の取組み状況
働き方の見直し	有給休暇取得促進	年10日以上有休を付与されている場合、年5日以上取得	計画有休制度、5日連続有給休暇
	半日有給休暇の拡充	法の定めなし	30回まで
	総労働時間の短縮	限度時間の定め、労働時間管理基準等	働き方の見直しの取組み
	柔軟な働き方	法の定めなし	在宅勤務制度、時間単位有休制度、フレックスタイム制
	ボランティア休暇	法の定めなし	特別休暇5日(有給、半日又は1日単位で取得可能) 積立休暇*の利用を認める
	再雇用制度の導入	法の定めなし	ジョブリターン制度(退職後3年以内・海外転居の場合は5年以内)
	勤務の継続	法の定めなし	配偶者海外赴任等休職制度(最長5年の休職を認める)
勤務間インターバル制度		終業から次の勤務の始業までに、一定の休息時間を確保するよう努める	終業時刻から次の勤務の始業時刻までの間に11時間のインターバルを確保
妊娠・出産、育児	育児休業期間	子1歳到達まで ・パパママ育児プラス(+2か月) ・保育所未入居等(子が2歳まで延長可能)	子3歳到達まで
	育児休業取得回数	事由にかかわらず2回まで分割取得可	事由にかかわらず3回まで分割取得可
	育児休業中の給与・賞与等	無給	最初の5日間は有給(出生時育児休業を取得していない場合) 賞与一部支給 出産育児一時金の支給(健康保険組合から(子ども1人につき)50万円) 育児休業給付(雇用保険から休業開始時賃金日額×休業日数(180日まで)×67%)
	出生時育児休業期間	子の出生後8週間以内に4週間まで	子の出生後8週間以内に4週間まで
	出生時育児休業取得回数	2回まで	2回まで
	出生時育児休業中の給与	無給	最初の5日間は有給(育児休業を取得していない場合)
	勤務時間の短縮	3歳まで	小学校6年時の3月末まで
	時間外労働の免除	小学校就学の始期まで	小学校6年時の3月末まで
	時間外労働の制限	小学校就学の始期まで	小学校6年時の3月末まで
	深夜業の制限	小学校就学の始期まで。同居の16歳以上の者がいれば適用不可	小学校6年時の3月末まで。同居で20歳以上の者がいれば適用不可
	育児時間	1歳までの子を養育する女性は、 休憩時間とは別に1日2回・各30分申請可能	1歳までの子を養育する女性は、 休憩時間とは別に1日2回・各30分申請可能
	子の看護等のための休暇	小学校3年生修了まで	小学校6年時の3月末まで、1人につき5日(人数制限なし) 積立休暇*の利用を認める
	男性の育児休業	出生時育児休業	配偶者出産休暇5日(有給) 出生時育児休業又は育児休業の取得必須化
	費用の援助	法の定めなし	カフェテリアプラン(選択式福利厚生制度)の 育児メニュー利用時の優遇措置 小学校3年時の3月末までの子を養育する共働き・ひとり親世帯の 社員にカフェテリアプランの特別ポイントを追加付与 希望者にはベビーシッター利用時の割引券を交付
	妊産婦の支援	産前6週、産後8週の休暇	産前8週(2週は無給)、産後8週の休暇 不妊治療、通院等での積立休暇*の利用を認める
	託児所等の設置	法の定めなし	託児所の設置、早期復帰枠の設置
	育児休業からの早期復帰サポート	法の定めなし	保活コンシェルジュ(託児所探しのサポート)導入
	個別の周知・意向確認	妊娠・出産(本人又は配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置を講じる必要あり	出産・育児サポートプログラム、配偶者育児サポート面談の実施
	雇用環境整備	研修の実施、相談窓口の設置、社内事例の収集・公開、社内での 制度利用促進に関する方針の周知 のいずれかの実施	仕事と育児の両立を支援するセミナーの開催 就労環境に関する相談窓口の設置 社報、ワーク&ライフハンドブック等での育児休業取得事例の展開、 制度方針の周知(社内イントラネットに公開)
介護	介護休業期間・回数	1人につき93日まで・3回まで分割取得可	1人につき2年間。ただし、1日単位での取得可
	介護休業中の賞与等	法の定めなし	賞与一部支給 介護休業(無給、雇用保険から介護休業給付あり、支給額は休業前給与の67%)
	勤務時間の短縮	介護休業とは別に利用開始から3年の間で2回以上利用可	要介護状態が継続する間
	時間外労働の免除	要介護状態が継続する間	要介護状態が継続する間
	時間外労働の制限	1回の請求につき1か月以上1年以内の期間で、 請求できる回数に制限なし	1回の請求につき1か月以上1年以内の期間で、 請求できる回数に制限なし
	深夜業の制限	1回の請求につき1か月以上6か月以内の期間で、 請求できる回数に制限なし 同居の16歳以上の者がいれば適用不可	要介護状態が継続する間、1日単位での申請可
	介護のための休暇	要介護状態の家族の介護・世話のため、1人につき5日、2人以上10日	要介護状態等、一定の条件を満たした場合、家族の介護・世話のため、 1人につき5日の(人数制限なし)積立休暇*の利用を認める
	費用の援助	法の定めなし	カフェテリアプラン(選択式福利厚生制度)の 介護メニュー利用時の優遇措置 介護をしながら働く社員にカフェテリアプランの 特別ポイントを追加付与
	個別の周知・意向確認	介護に直面した旨の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認	介護サポート面談の実施
	雇用環境整備	研修の実施、相談窓口の設置、社内事例の収集・公開、社内での 制度利用促進に関する方針の周知 のいずれかの実施	仕事と介護の両立を支援するセミナーの開催 就労環境に関する相談窓口の設置 社報、ワーク&ライフハンドブック等での介護休業取得事例の展開 制度方針の周知(社内イントラネットに公開)
行動計画		1～4年間の期間を設けて策定すること	2005年より策定。現在10回目

用語解説 * 積立休暇：取得せずに失効する有給休暇を年10日を限度として積立てる(上限は50日)ことができる制度。本人の病気療養、育児や家族の看護など就業規則に定められた取得目的に合致した場合に取得できる